

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金交付要綱

令和2年（2020年）4月30日中企第223号

改正 令和2年（2020年）7月7日中企第740号

（通則）

第1条 新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金（以下「道補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 道補助金は、持続的な経営に向けた販路開拓等の取組による小規模事業者の活性化を目的とする小規模事業者持続化補助金と連動し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下「一般型補助金」という。）の、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望し採択された事業、又は、令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞（以下「コロナ型補助金」という。）の、類型A「サプライチェーンの毀損への対応」の投資のみの取組が採択された事業のいずれかを活用して販路開拓等に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）国補助金

一般型補助金及びコロナ型補助金の両方をいう。

（2）新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者

新型コロナウイルス感染症への役員・従業員の罹患による同感染症による直接的な影響を受けている、又は、新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10パーセント以上の売上減少が生じている小規模事業者（単独又は複数の事業者。以下同じ）であり、かつ、一般型補助金において、全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める公募要領に定める手続きを履行した事業者をいう。

（3）類型Aの取組のみを行った事業者

類型A「サプライチェーンの毀損への対応」の投資のみに取り組み、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定している小規模事業者であり、かつ、コロナ型補助金において、全国商工会連合会及び日本商工会議所が定める公募要領に定める手続きを履行した事業者をいう。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般型補助金の交付（決定）を受けている小規模事業者のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者
- (2) コロナ型補助金の交付（決定）を受けている小規模事業者のうち、類型Aの取組のみを行った事業者

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、前条の各号のいずれかに該当する者が、国補助金を受けて経営計画を策定し、販路開拓等に要する事業とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した別表で定める経費とし、補助率は、同表に定める率とする。

- 2 補助金の交付額は、別表で定める補助対象経費の実支出額に同表で定める補助率を乗じて得た額とし、その上限は同表で定める額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 事業実施期間は、国補助金の交付決定を受けた日から令和3年（2021年）3月31日までの間とし、道補助金の申請をしようとするものは第7条第1項に定める期日までに補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合は、知事に対し、令和3年（2021年）3月31日までに、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」についても同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業実績書
- (2) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (3) 経済第20号様式 補助金等精算書
- (4) 経済第22号様式 事業精算書
- (5) その他知事が別に指示する書類

ア 国補助金に係る補助事業交付申請書の写し及び添付書類の写し

- ・貸借対照表及び損益計算書の写し（法人の場合）
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）（該当者のみ）の写し
- ・直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）】（税務署受付印のあるもの）又は開業届（税務署受付印のあるもの）（個人事業主の場合）の写し
- ・「新型コロナウイルス感染症に罹患」の旨が記載されている「病院等からの診断書」（該当者のみ）の写し
- ・当該罹患者が役員・従業員であることを証する書類（労働者名簿又は賃金台帳）（該当者のみ）の写し

- ・市町村からの「売上減少の証明書」（セーフティネット保証4号に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合は同認定書）（該当者のみ）の写し

イ 国補助金に係る交付決定書の写し

ウ 国補助金に係る補助事業実績報告書の写し及び添付書類の写し

- ・支出内訳書の写し
- ・収益納付に係る報告書（該当者のみ）の写し
- ・取得財産等管理明細表（該当者のみ）の写し

エ 国補助金額の確定通知の写し

オ 国補助金精算払請求書の写し

- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定及び補助金の確定）

第8条 知事は、第7条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第2号様式により行うものとする。

- 3 補助事業者は、額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第1号様式によりその金額（交付申請において、第7条第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らねばならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第23条第1項第4号及び第5号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について別記第3号様式による台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、補助事業等の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、別記第4号様式取得財産の処分承認申請書によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができる。

（帳簿及び書類の備付け）

第10条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

（国補助金関連書類の提出）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施期間並びに令和7年度末（2025年度）までの期間において、知事から要請を受けたときは、国補助金に係る提出書類の全部又は一部の写しを提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、次の事由に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - (5) 国補助金請求後に何らかの事由により国補助金が支払われなかった場合。
- 2 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(道補助金の返還)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は補助金相当額の納付を行ったときは、別記第2号様式新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金返還等届出書を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、道補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の道補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、補助金の返還を命ぜられ（前条第1項の処分に関し、返還を命ぜられた場合も含む。）、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和2年（2020年）4月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年（2020年）7月7日から施行する。

別表 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助対象経費	補助率	補助上限額
①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、 ④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、 ⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費	12分の1以内	(1)新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者 6万2,500円 (2)類型Aの取組のみを行った事業者 12万5,000円 (1)(2)共に、共同申請の場合は 各金額×申請者数以内)

経費区分	内容
①機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
④旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、及び販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑥資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
⑦雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
⑧借料	事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑨専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑩専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑪設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
⑫委託費	上記①から⑪に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る）
⑬外注費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る）

